

青梅市遠距離通勤E N J O Y 応援金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）へ移住後も引き続き都心等の職場に通勤する移住者および就職・転職などの後も市で暮らしながら都心等に通勤する者に対し、遠距離通勤を有意義に過ごすことができるよう、予算の範囲内で青梅市遠距離通勤E N J O Y 応援金（以下「応援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定め、もって定住促進を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 応援金を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度の前年度以降市内へ転入した者をいう。ただし、その転入した日から遡って1年以内に市から転出し、再転入した者は除く。
- (2) 通勤距離 応援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）の住居から職場まで通常の経路により通勤した場合における片道の距離をいう。ただし、距離計算は、鉄道の営業キロ数によるものとする。

3 交付対象者

交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日から5年以上、市に定住する意思を持って市内に居住し、住民登録を有している者
- (2) 次のアまたはイのいずれかに該当する者

ア 自宅からの通勤のため、鉄道の定期乗車券を有しており、その通勤距離が片道40キロメートル以上ある者（複数の定期乗車券を有しており、その合計の通勤距離が片道40キロメートル以上ある者を含む。）。ただし、交付対象者が移住者以外の者である場合は、申請日の属する年度の前年度以降において就職、転職または転勤等を契機として通勤距離が片道40キロメートル以上となった者に限る。

イ 自宅からの通勤のため、その通勤距離が片道40キロメートル以上あり、1月当たり4日以上の出勤をしている者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第

76号)第2条第1項に規定する短時間労働者を除く。)のうち、テレワーク、変形労働時間制その他の変則的な勤務形態のもので、鉄道の定期乗車券を有しないもの。ただし、交付対象者が移住者以外の者である場合は、申請日の属する年度の前年度以降において就職、転職または転勤等を契機として通勤距離が片道40キロメートル以上となった者に限る。

- (3) 申請時において、39歳以下である者
- (4) 市区町村税(国民健康保険税を含む。以下「市税等」という。)を滞納していないこと。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けていないこと。
- (6) 交付対象者および交付対象者が属する世帯の世帯員が、青梅市暴力団排除条例(平成24年条例第17号)第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 過去にこの要綱にもとづく応援金の交付を受けたことがないこと。

4 交付対象期間

応援金の交付対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、申請日の属する月から36ヶ月を限度とする。ただし、交付対象者が移住者以外の場合は、申請日の属する月から12ヶ月を限度とする。

5 応援金の額

- (1) 第3項第2号アの規定に該当する者の応援金の額は、月額5,000円とする。
- (2) 第3項第2号イの規定に該当する者の応援金の額は、月額2,500円とする。
- (3) 当該年度に交付する金額は、申請日の属する月から年度末の3月までの月数を月額に乗じた金額とする。ただし、前年度以前に応援金の交付を受けた者が、交付対象期間の残りの月数分の申請を行う場合は、当該年度の4月から年度末の3月(交付対象期間の最終月が申請日の属する年度の3月以前の場合は当該交付対象期間の最終月)までの月

数を月額に乗じた金額とする。

6 交付申請等

応援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、交付対象期間の属する年度ごとに、青梅市遠距離通勤 E N J O Y 応援金交付申請書（様式第 1 号）に誓約書兼同意書（様式第 2 号）のほか、次に掲げる書類を添えて青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、第 2 号および第 5 号に掲げる書類について、当該書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 就労等証明書（様式第 3 号）
- (2) 鉄道の定期乗車券の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 申請日における最新の市税等の納税証明書
- (5) 事業を開始したことまたは事業所を移転したことがわかる個人事業の開業・廃業等届出書（控用）の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

7 交付決定

市長は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく申請書および関係書類の内容を審査の上、応援金交付の可否を決定し、青梅市遠距離通勤 E N J O Y 応援金交付（不交付）決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

8 交付請求および支払

前項の規定により応援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに青梅市遠距離通勤 E N J O Y 応援金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出するものとし、市長はその内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに応援金の支払を行うものとする。

9 変更申請等

- (1) 交付決定者は、次のいずれかに該当することにより、応援金の申請内容を変更しようとするときは、青梅市遠距離通勤 E N J O Y 応援金変更申請書（様式第 6 号。以下「変更申請書」という。）に、第 6 項第 1 号および第 2 号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、同項第 2 号に掲げる書類について、該当書類にかかる事実がないときは、その添付を省略することができる。

ア 第3項第2号アの規定に該当する者が、申請日の属する年度中に同規定に該当しなくなり、同号イに該当することとなったとき。

イ 第3項第2号イに該当する者が、申請日の属する年度中に同規定に該当しなくなり、同号アに該当することとなったとき。

(2) 前号の規定による変更の申請（以下「変更申請」という。）があった際の応援金の額は、第5項第2号の規定にかかわらず、変更申請があった日（以下「変更申請日」という。）の属する月から年度末3月までの月数を月額に乗じた金額とする。ただし、交付対象期間の最終月が変更申請日の属する年度の3月以前の場合は当該交付対象期間の最終月までの月数を月額に乗じた金額とする。

(3) 市長は、変更申請があったときは、遅滞なく変更申請書および関係書類の内容を審査の上、変更の可否を決定し、青梅市遠距離通勤ENJOY応援金変更交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(4) 前号に規定する応援金変更の決定を受けた者が、当該決定にかかる部分に関し、追加の応援金が発生する場合の応援金の交付請求および支払については、第8項の規定を準用する。

10 決定の取消し

(1) 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当すると認めるときは、応援金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 第3項に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

イ 偽りその他不正な手段により応援金の交付決定を受けたとき。

ウ その他この要綱の規定に違反したとき。

(2) 市長は、前号の規定により交付決定の全部または一部を取り消したときは、青梅市遠距離通勤ENJOY応援金交付決定取消等通知書（様式第8号）により、速やかに交付決定者に通知するものとする。

11 その他必要事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

12 実施期日等

(1) この要綱は令和5年6月15日から実施し、令和8年4月1日にそ

の効力を失うものとする。

- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された応援金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

13 経過措置

この要綱の一部改正は、令和7年4月1日から実施する。